

し尿収集の新規申込

新しくし尿収集をはじめる必要があるときは、市役所の担当課へ備えつけの「し尿収集申込書」を提出してください。

- * 前に住んでいた人が、し尿収集していた場合も必要です。

し尿収集廃止の届出

- * 電話連絡でも結構です。

転居や下水道接続等により、し尿収集が不要となった場合は、必ず市役所の担当課へ届け出てください。

し尿収集の一時休止と再開の届出

- * 電話連絡でも結構です。

家族全員が1か月を超えて長期不在となるような場合で、し尿収集が不要となるときは、市役所の担当課へ届け出てください。また、し尿収集を再開しようとするときも同様です。

人員異動の届出

- * 電話連絡でも結構です。

定額制料金でお支払いいただいている場合、世帯員の中に転出、転入、出生、死亡などがあって居住者数が増減したときは、市役所の担当課へ届け出てください。

- * 後日、人員の増加が判明した場合は、料金をさかのぼっていただくことがあります。

- * 居住者数が料金算定の基本となりますので、皆様のご協力をお願いします。

収集周期変更の届出

- * 電話連絡でも結構です。

居住者数の増減、便槽の改良などで収集の周期を変更する必要が生じたときは、市役所の担当課へ届け出てください。

定期収集・・・毎月定期的に収集にうかがいます。通常、月1回の定期収集が基本ですが、経常的に月2回以上の収集が必要な場合は、月2回以上の定期収集も行いますので申請の際に申し込んでください。

- * 定期収集は、不在でも収集を行います。

不定期収集・・・毎月の定期収集の必要がなく、2カ月以上の収集間隔で十分な場合は、不定期の収集とすることができます。不定期収集の場合は、必要のつど1週間程度の余裕をもって、あなたの地区のし尿収集をおこなうところへ直接、電話で要請してください。

臨時の収集・・・転居、便槽の改良、新築などで定期収集日まで待てない事情があるときは、1週間程度の余裕をもってあなたの地区の収集を行うところへ直接、電話で収集の要請をしてください。

定額制料金（令和7年4月1日～）

一般家庭及びこれに準ずるもので、便槽を使用する人員が固定している場合はこの料金です。（ただし、便槽の構造又は使用の状態により著しく収集量が多量となるものは除きます。）

基本料金		基本割	1戸月	470円
		人頭割	1人月	500円
特別料金	再収集料金	1回につき 1戸 470円 1人 250円	毎月2回以上の定期収集を行う場合、2回目からこの料金をいただきます。	
	特殊便槽料金	1便槽 1回につき	570円	張り水を行う構造の無臭便槽について加算します。
	特別作業料金	1戸1回につき	220円	収集車から便槽までの汲み取り可能な最短距離が40mを超えるものについて加算します。

- * 一般家庭に準ずるものとは、小規模な事業所で世帯員ののみが使用し、人員が固定的な場合です。

- * 一般家庭でも従量制となる場合があります。

人数の算定・・・現実に居住する人数で計算します。

- * 赤ちゃんも1人として計算します。
- * 人数が増えた場合は、収集日の前日の人数で計算します。人数が減った場合は、申し出のあった翌月分から減額します。

- * 旧御津町及び旧建部町の区域については、料金体系が異なりますので、各業者にお尋ねください。

従量制料金（令和7年4月1日～）

事業所その他定額制によりがたいもの、及び不特定多数の者が使用するもの、並びに通常の定期収集以外に使用者からの要請により収集する場合はこの料金です。

基本料金	仮設便所	1基1回当たり 5,000円 収集量が288ℓを超える場合は、その超える部分が36ℓまでごとに570円ずつ加算します。	収集した量により計算します。
	上記以外	1戸1回当たり 収集量が36ℓまでごとに 570円	
特別料金	仮設便所	1基1回につき 220円	収集車から便槽までの汲み取り可能な最短距離が40mを超えるものについて加算します。
	上記以外	1戸1回につき 220円	

- * 仮設便所…工事の施行、イベント等で一時的に設置したもの

○一般家庭で従量制となるもの

便槽構造	簡易水洗	使用のつど水を流すような方式のもの
	欠陥便槽	便槽不良のため、雨水、地下水、その他の排水などが入るもの
使用の状態	共同使用	アパート、寮など便槽を共同使用するもの
	使用人員が不特定	塾や集会等により使用人員が定まらないもの
	水の使用量が著しく多量	張り水を行う無臭便槽であって、水の使用量が著しく多量のもの
不定期収集		不定期収集の説明欄を参照してください
臨時収集		臨時収集の説明欄を参照してください
新規の収集		新規申し込み後の初回収集の場合

- * 事業所とは、事務所、店舗、工場、学校、各種施設、その他事業活動を行うところです。

- * 許可業者料金については、市の規定が上限となります。

災害時の収集など

災害による冠水の場合などは、し尿処理手数料を減免できる制度がありますので、町内会長か町内代表者を通じて、または、直接市の担当課へ早急に連絡してください。

し尿収集料金の支払い

料金は滞納のないよう支払いにご協力ください。
＊ 領収書は、料金支払いの証明となります。
大切に保管してください。

＜許可業者が収集する地区＞

あらかじめ、担当の業者と料金の支払い方法について、直接相談しておいてください。

＊ 不在がちな場合、引越しをされる場合等についても、料金の清算方法を担当の業者と相談しておいてください。

＜市（直営）が収集する地区＞

- ◎ 北、中、南区役所管内は、2ヵ月ごと、偶数月に納入通知書をお送りしますので、お近くの銀行・農協等で納期限までに納付してください。
- ＊ 口座振替を希望される場合は、用紙（依頼書）をお送りしますので、ご希望の金融機関へ、お送りした「依頼書」、「印鑑」、「通帳」をお持ちになって、手続きを行なってください。
- ＊ 料金の未納分がある場合は、届け出の際に支払いをしてください。
- ◎ 東区役所管内は、し尿収集の際、直接職員にお支払いください。

お 願 い

- ◎ 申し込み事項に異動があった場合、又は収集が不要となったときは、必ず市に届け出をしてください。

(許可業者地区についても、市に届け出をしてください)
(電話連絡でも結構です)
- ◎ トイレを清潔にすることは気持ちのよいことですが、掃除の際の洗い水などの水の使用は必要最小限としてください。
- ◎ 固形物や異物等を便槽に入れないでください。
- ◎ 不良便槽、小型便槽については、料金も高くつくこととなりますので、できるだけ改良をお願いします。
- ◎ ホースの延長、巻き戻しの通路となる場所や、マンホール蓋の周辺等には、植木鉢、洗濯物などの作業の支障となるものは置かないようにしてください。
- ◎ 犬の放し飼いは、しないようにお願いします。

し尿収集を行うところ

許 可 業 者	1	(有)吉 美	岡山市北区 大内田1367-1	(086) 293-1052
	2	キョクトウ(有)	岡山市東区 瀬戸町瀬戸646	(086) 952-0384
	3	(有)西大寺清掃 事 業 所	岡山市東区 西大寺中野775-1	(086) 942-2700
	4	妹 尾 産 業(有)	岡山市南区 箕島1306-26	(086) 282-0521
	5	(株)レコルテ 岡山市中区 平井1096-29	岡北営業所	(086) 228-0891
			八晃営業所	(086) 274-7115
			イオス営業所	
			衛生営業所	
		高松営業所	(086) 287-2588	
6	迫 川 清 掃(有)	岡山市南区 西高崎62	(086) 362-3828	
7	(有)御 津 衛 生 セ ン タ ー	岡山市北区 御津河内1279	(086) 724-1184	
8	(有)旭 川 環 境	岡山市北区 建部町宮地518-1	(086) 722-0256	
直 営	第1事業所		岡山市南区 当新田485-1	(086) 243-2771
	西大寺事業所		岡山市東区 西大寺上二丁目6-61	(086) 944-5034

- ＊ 臨時の収集が必要な場合は、直接担当の収集を行うところに電話で連絡をしてください。
- ＊ 収集の要請は、1週間程度の余裕をもって行うようお願いします。

し尿収集のしおり

し尿収集の申込みとお問合せ先

区域	受 付 窓 口	電 話 番 号
	環境事業課	(086)803-1302
	第1事業所	(086)243-2771
	西大寺事業所	(086)944-5034
北区	北区ごみ対策班	(086)803-1384
	一宮地域センター	(086)284-0501
	津高地域センター	(086)294-2411
	高松地域センター	(086)287-3731
	吉備地域センター	(086)293-1111
	足守地域センター	(086)295-1111
	御津支所	(086)724-1111
	建部支所	(086)722-1112
中区	中区ごみ対策班	(086)901-1635
	富山地域センター	(086)277-7211
東区	東区ごみ対策班	(086)944-5009
	上道地域センター	(086)297-4211
	瀬戸支所	(086)952-1112
南区	南区ごみ対策班	(086)902-3506
	児島地域センター	(086)267-2231
	妹尾地域センター	(086)282-3121
	福田地域センター	(086)282-1131
	興除地域センター	(086)298-3131
	藤田地域センター	(086)296-2221
	福浜地域センター	(086)265-4181
	灘崎支所	(086)363-5201

岡 山 市